



令和 8 年

第 1 回 観音寺市議会定例会提出議案



令和 8 年 3 月

観音寺市告示第33号

令和8年第1回観音寺市議会定例会の招集について  
令和8年第1回観音寺市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月24日

観音寺市長 佐伯明浩

- 1 招集の日 令和8年3月3日
- 2 招集の場所 観音寺市議会議事堂

令和8年第1回観音寺市議会定例会提出議案

- 1 議案第1号 専決処分の承認について（令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第6号））
- 2 議案第2号 観音寺市附属機関設置条例の一部改正について
- 3 議案第3号 観音寺市行政手続条例の一部改正について
- 4 議案第4号 観音寺市情報の安全処理に関する条例の一部改正について
- 5 議案第5号 観音寺市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 6 議案第6号 観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第7号 観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 8 議案第8号 観音寺市国民健康保険税条例の一部改正について
- 9 議案第9号 健康交流施設「おおのはら」条例の一部改正について
- 10 議案第10号 観音寺市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 11 議案第11号 観音寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 12 議案第12号 観音寺市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 13 議案第13号 観音寺市敬老祝金条例の一部改正について
- 14 議案第14号 観音寺市火入れに関する条例の一部改正について
- 15 議案第15号 観音寺市立図書館条例の一部改正について
- 16 議案第16号 観音寺市大野原勤労青少年ホーム条例の廃止について
- 17 議案第17号 観音寺市公園条例の一部改正について
- 18 議案第18号 観音寺市立総合体育館条例の一部改正について
- 19 議案第19号 観音寺市立大野原会館条例の一部改正について
- 20 議案第20号 観音寺市立豊浜野球場条例の一部改正について
- 21 議案第21号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 22 議案第22号 農業委員の任命について

- 23 議案第23号 指定管理者の指定について
- 24 議案第24号 令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第7号）
- 25 議案第25号 令和7年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 26 議案第26号 令和7年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 27 議案第27号 令和7年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 28 議案第28号 令和8年度観音寺市一般会計予算
- 29 議案第29号 令和8年度観音寺市国民健康保険事業特別会計予算
- 30 議案第30号 令和8年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計予算
- 31 議案第31号 令和8年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 32 議案第32号 令和8年度観音寺市介護保険事業特別会計予算
- 33 議案第33号 令和8年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計予算
- 34 議案第34号 令和8年度観音寺市栗井財産区特別会計予算
- 35 議案第35号 令和8年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計予算
- 36 議案第36号 令和8年度観音寺市下水道事業会計予算

議案第1号

専決処分の承認について（令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第6号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

観音寺市長 佐伯明浩

令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第6号）

別冊のとおり

（理由）

観音寺市一般会計において、衆議院議員選挙に要する費用に予算措置を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、専決処分します。

議案第2号

観音寺市附属機関設置条例の一部改正について

観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市下水道使用料等改定審議会を附属機関として新たに設置するとともに、観音寺市合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議を廃止するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例

観音寺市附属機関設置条例（平成24年観音寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

第2次観音寺市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会	第2次観音寺市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関する事項についての調査検討
----------------------------------	-----------------------------------------------

」を

「

第2次観音寺市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会	第2次観音寺市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関する事項についての調査検討
観音寺市下水道使用料等改定審議会	下水道使用料等の改定に関する事項についての調査審議

」に、

「

観音寺市合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議	合流式下水道緊急改善計画の策定及び合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項についての調査協議
伊吹観音寺航路改善協議会	伊吹観音寺航路の運営等の改善策についての調査検討

」を

「

伊吹観音寺航路改善協議会	伊吹観音寺航路の運営等の改善策についての調査検討
--------------	--------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第3号

観音寺市行政手続条例の一部改正について

観音寺市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴い、聴聞の通知の方式に関する規定等を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市行政手続条例の一部を改正する条例

観音寺市行政手続条例（平成17年観音寺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号及び第4号」」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の観音寺市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第

3 項及び第 4 項（これらの規定を新条例第22条第 3 項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第4号

観音寺市情報の安全処理に関する条例の一部改正について  
観音寺市情報の安全処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、情報セキュリティの方針の策定及び公表が義務づけられ、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、一定水準以上の情報セキュリティ対策の共通認識を図るため、本案を提出するものである。

## 別紙

### 観音寺市情報の安全処理に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市情報の安全処理に関する条例（平成17年観音寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「職員（非常勤職員を含む。）」を「者」に改める。

第3条第1号中「もの」を「者」に改め、同条第2号中「正確さ及び」を「正確さ並びに」に改め、同条第6号中「係る全てのデータ」の次に「、設備並びに電磁的記録媒体」を加え、「。なお、情報資産には紙等の有体物に出力された情報も含む。」を「（情報資産には紙等の有体物に出力された情報も含む。）」に改め、同条に次の5号を加える。

(10) 個人番号利用事務系 個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）、戸籍事務等に関わる情報システム及びデータ

(11) L G W A N接続系 L G W A Nに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータ（個人番号利用事務系を除く。）

(12) インターネット接続系 インターネットメール等に関わるインターネットに接続された情報システムで取り扱うデータ

(13) 通信経路の分割 L G W A N接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分割した上で、安全が確保された通信だけを許可すること。

(14) 無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信

第7条中「うえで」を「上で」に、「考慮する。」を「考慮し、」に改め、同条第1号中「又は不正操作」を「、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃」に改め、「消去」の次に「、内部不正」を加え、同条第2号中「情報資産の持出」を「情報資産の無断持出」に改め、「、故意の不正アクセス又は不正行為による破壊、盗難、改ざん、消去」を削り、「によるデータ漏えい」を「等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去」に改め、同条第3号中「コンピュータウイルス、」を削り、同条に次の2号を加える。

(4) 大規模、広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等  
第8条第3号中「、また、」を「及び」に、「を講ずる。また、」を「並びに」に改  
め、同条に次の3号を加える。

(4) 情報システム全体の強靱化の向上 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の  
効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、セキュリティ対策を講  
ずる。

ア 個人番号利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないよう  
にした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等によ  
り、住民情報の流出を防ぐ。

イ LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムとインター  
ネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する（両システム間で通信する場  
合には、無害化通信を実施する。）。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セ  
キュリティ対策を実施するとともに、高度な情報セキュリティ対策として、香川県  
及び県内市町のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティ  
クラウドの導入等を実施する。

(5) 業務委託 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要  
件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保され  
ていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。

(6) 外部サービス（クラウドサービス）の利用 外部サービス（クラウドサービス）  
を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講ずる。

第9条中「うえで」を「上で」に改める。

第12条の見出し中「監査」の次に「及び自己点検」を加え、同条中「に監査」を「又は  
必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検」に改める。

第13条中「監査」の次に「及び自己点検」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

観音寺市職員の給与に関する条例の一部改正について  
観音寺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告の趣旨を踏まえ、通勤手当の規定を改めるため、本案を提出するものである。

## 別紙

### 観音寺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市職員の給与に関する条例（平成17年観音寺市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、36,300円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じた規則で定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

第10条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について  
観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告に準じ、通勤に係る費用の弁償の規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年観音寺市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「各号」を「及び第4項」に改め、同条第2項中「この場合において」の次に「、同条第4項第1号中「5,000円」とあるのは「1,000円」とし」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について  
観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告に準じ、通勤手当の規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年観音寺市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第4項第1号中「5,000円」とあるのは「1,000円」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

観音寺市国民健康保険税条例の一部改正について

観音寺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市国民健康保険税の所得割等の税率等を改めるため、本案を提出するものである。

## 別紙

### 観音寺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

観音寺市国民健康保険税条例（平成17年観音寺市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.7」を「100分の9.3」に改める。

第4条中「27,000円」を「32,300円」に改める。

第5条第1号中「28,000円」を「26,100円」に改め、同条第2号中「14,000円」を「13,050円」に改め、同条第3号中「21,000円」を「19,575円」に改める。

第6条中「100分の2.4」を「100分の2.6」に改める。

第7条中「7,200円」を「9,000円」に改める。

第7条の2第1号中「4,500円」を「5,700円」に改め、同条第2号中「2,250円」を「2,850円」に改め、同条第3号中「3,375円」を「4,275円」に改める。

第8条中「100分の1」を「100分の1.8」に改める。

第9条中「6,200円」を「8,700円」に改める。

第9条の2中「4,000円」を「4,800円」に改める。

第23条を次のように改める。

#### （国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について

- 同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 22,610円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,270円
- （イ） 特定世帯 9,135円
- （ウ） 特定継続世帯 13,702円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,300円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,990円
- （イ） 特定世帯 1,995円
- （ウ） 特定継続世帯 2,992円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,090円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,360円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万

円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 16,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,050円

（イ） 特定世帯 6,525円

（ウ） 特定継続世帯 9,787円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,850円

（イ） 特定世帯 1,425円

（ウ） 特定継続世帯 2,137円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,400円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円

（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,460円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,220円
- （イ） 特定世帯 2,610円
- （ウ） 特定継続世帯 3,915円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,800円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,140円
- （イ） 特定世帯 570円
- （ウ） 特定継続世帯 855円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,740円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 960円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,845円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,075円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,150円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,250円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割

額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の観音寺市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

健康交流施設「おおのはら」条例の一部改正について  
健康交流施設「おおのはら」条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

健康交流施設「おおのはら」の使用料の規定を改めるため、本案を提出するものである。

## 別紙

### 健康交流施設「おおのはら」条例の一部を改正する条例

健康交流施設「おおのはら」条例（平成17年観音寺市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表全使用者の項中「50,000円」を「70,000円」に、「30,000円」を「40,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正前の健康交流施設「おおのはら」条例の規定に基づき発行された入浴券は、この条例の施行日以後においても使用することができる。

議案第10号

観音寺市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について

観音寺市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市立認定こども園における一時預かり事業及び乳児等通園支援事業の利用料の規定等を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

観音寺市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年観音寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1時間当たり250円とする」を「規則で定める」に改め、同項ただし書きを削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第5条 市立認定こども園において乳児等通園支援事業を利用した乳児、幼児等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児を含む。）の保護者又は扶養義務者から徴収する乳児等通園支援利用料の額は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号

観音寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

観音寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市乳児等通園支援事業における設備及び職員の基準の特例に関する規定等を整備するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

観音寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年観音寺市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「事業者の職員の一般的条件」を「事業所の職員の一般的要件」に改め、同条中「事業者」を「事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「事業者」を「事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「事業者」を「事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「事業者」を「事業所」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

観音寺市放課後児童クラブ条例の一部改正について

観音寺市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市放課後児童クラブの開設時間を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

観音寺市放課後児童クラブ条例（平成18年観音寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表2中「午後6時」を「午後6時30分」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

観音寺市敬老祝金条例の一部改正について

観音寺市敬老祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市敬老祝金の受給権者及び支給額の規定等を改めるため、本案を提出するものである。

## 別紙

### 観音寺市敬老祝金条例の一部を改正する条例

観音寺市敬老祝金条例（平成20年観音寺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（受給権者）

第2条 この条例で受給権者とは、次に掲げる者をいう。

- （1） 当該年の9月15日（以下「基準日」という。）現在において、満80歳又は満88歳の者のうち、本市に引き続き1年以上住所を有する者
- （2） 満100歳又は満110歳の者のうち、その年齢に達した日において、本市に引き続き1年以上住所を有する者

第3条中「の者にあつては5千円とし、満88歳の者及び満100歳以上の者にあつては1万円」を「又は満88歳の者にあつては5千円、満100歳の者にあつては3万円、満110歳の者にあつては10万円」に改める。

第4条見出し中「月」を「時期」に改め、同条中「毎年9月」を「満80歳又は満88歳の者にあつては当該年の9月に、満100歳又は満110歳の者にあつてはその年齢に達した日以降」に改める。

第6条を次のように改める。

（受給権の消滅）

第6条 受給権者は、満80歳又は満88歳の者にあつては基準日の前日、満100歳又は満110歳の者にあつてはその年齢に達する日の前日において、次の各号のいずれかに該当するときは、敬老祝金を受ける権利を失うものとする。

- （1） 本市に住所を有しなくなったとき。
- （2） 死亡したとき。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

観音寺市火入れに関する条例の一部改正について

観音寺市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

林野火災注意報の創設に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市火入れに関する条例の一部を改正する条例

観音寺市火入れに関する条例（平成17年観音寺市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

観音寺市立図書館条例の一部改正について

観音寺市立図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市立大野原図書館の各施設の使用料を新たに設けるとともに、関係規定等を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市立図書館条例の一部を改正する条例

観音寺市立図書館条例（平成17年観音寺市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大野原図書館音楽室、研修室及び和室（以下「大野原図書館各施設」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

第5条中「又は器具（以下「多目的ホール等」という。）」を「若しくは器具又は大野原図書館各施設（以下「図書館施設等」という。）」に改める。

第6条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「多目的ホール等」を「図書館施設等」に改める。

第7条の見出し中「多目的ホール等」を「図書館施設等」に改め、同条第1項中「多目的ホール等」を「図書館施設等」に、「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

中央図書館多目的ホール使用料

区分	午前	午後	全日
	9時から 12時まで	1時から 5時まで	9時から 17時まで
使用料	2,080円 (3,350円)	3,130円 (5,020円)	5,210円 (8,370円)

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理時間を含むものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、（ ）内の使用料とする。
- 3 中央図書館多目的ホールの半分を使用する場合は、各使用料の半額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第7条関係）

大野原図書館各施設使用料

	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
区分	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
音楽室	1,890円 (3,040円)	2,840円 (4,560円)	2,480円 (3,990円)	4,730円 (7,600円)	5,330円 (8,550円)	7,220円 (11,600円)
和室	480円 (780円)	730円 (1,170円)	640円 (1,020円)	1,210円 (1,950円)	1,370円 (2,200円)	1,850円 (2,980円)
研修室	480円 (780円)	730円 (1,170円)	640円 (1,020円)	1,210円 (1,950円)	1,370円 (2,200円)	1,850円 (2,980円)

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理時間を含むものとする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、（ ）内の使用料とする。

別表第3（第7条関係）

器具使用料（多目的ホール）

品名	使用料（半日）
放送器具	1,030円
プロジェクター	520円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の観音寺市大野原勤労青少年ホーム条例

(平成17年観音寺市条例第179号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第16号

観音寺市大野原勤労青少年ホーム条例の廃止について

観音寺市大野原勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市大野原勤労青少年ホームを廃止するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市大野原勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

観音寺市大野原勤労青少年ホーム条例（平成17年観音寺市条例第179号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

観音寺市公園条例の一部改正について

観音寺市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

なぎせ公園の使用料の規定等を新たに設けるとともに、観音寺市総合運動公園の使用料の規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市公園条例の一部を改正する条例

観音寺市公園条例（平成17年観音寺市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

地区公園	一の宮公園	観音寺市豊浜町姫浜宮前後
------	-------	--------------

」を

「

地区公園	一の宮公園	観音寺市豊浜町姫浜宮前後
	なぎせ公園	観音寺市風瀬町22番地

」に改める。

別表第2中

「

観音寺市総合運動公園	陸上競技場 野球場 広場 テニスコート	月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日12月29日から翌年1月3日までの日	午前9時から午後5時まで	陸上競技場・野球場については、午前9時から日没時まで 広場・テニスコートについては、午前9時から午後10時まで
------------	------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	--------------	------------------------------------------------------------

」を

「

観音寺市総合運動公園	陸上競技場 野球場 広場 テニスコート	月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規	午前9時から午後5時まで	陸上競技場・野球場については、午前9時から日没時まで
------------	------------------------------	-----------------------------------------	--------------	----------------------------

		定する休日に当たる ときは、その翌日 12月29日から翌年1 月3日までの日		広場・テニスコ ートについて は、午前9時か ら午後10時まで
なぎせ 公園	管理棟 多目的グラウ ンド 3×3コート	月曜日。ただし、そ の日が国民の祝日に 関する法律（昭和23 年法律第178号）に規 定する休日に当たる ときは、その翌日 12月29日から翌年1 月3日までの日	午前9 時から 午後5 時まで	

」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

### 別表第3（第14条関係）

#### 公園使用料

#### 1 観音寺市総合運動公園使用料

区分	単位		金額
行商、興業、展示 会、その他これらに 類する行為	基本使用料	20㎡まで1日につき	2,000円
	超過使用料	1㎡1日につき	100円
広告物の掲出又は表 示（野球場に限 る。）	A枠（縦2m ×横9.5m）	1月につき1枠当たり	10,450円
	B枠（縦1m ×横6m）	1月につき1枠当たり	3,300円

備考 広告物を提出又は表示する場合で、その期間が1月に満たないと  
きは、日割計算とする。この場合において、算出した使用料の額に10  
円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 一の宮公園使用料

区分	単位		金額
物品の販売、展示 会、博覧会その他こ れに類する行為	基本使用料	20㎡まで1日につき	2,080円
	超過使用料	1㎡1日につき	100円
その他の集會に使用 する場合	1日又は1回1人		50円

3 なぎせ公園使用料

区分	単位		金額
行商、興業、展示 会、その他これらに 類する行為	基本使用料	20㎡まで1日につき	2,000円
	超過使用料	1㎡1日につき	100円

別表第4（第14条関係）

有料公園施設使用料

1 一の宮公園使用料

区分		単位	金額
ソフトボールグラウンド		1時間	300円
		市外者（1時間）	620円
テニスコート	1面につき	1時間	300円
		市外者（1時間）	620円
		ナイター1時間	520円
キャンプ場	個人使用料（中学生以上）	1人につき 午前10時から翌日午前10時まで	350円
	テント又はタープ持込み料	1張につき	700円

2 萩の丘公園使用料

区分	多目的広場全面				ソフトボール 少年サッカーグラウンド				野球場				照明料	
	午前 半日	午後 半日	全日	1時 間 に つき	午前 半日	午後 半日	全日	1時 間 に つき	午前 半日	午後 半日	全日	1時 間 に つき	1時 間 に つき	
市内者	一般	2,400 円	2,840 円	5,240 円	760円	1,100 円	1,300 円	2,400 円	300円	1,300 円	1,520 円	2,820 円	420円	多目的広場全面 3,130 円
	生徒・児童 (小・中・高校生)	1,200 円	1,410 円	2,610 円	370円	550円	650円	1,200 円	150円	650円	760円	1,410 円	210円	ソフトボール少年サッカー 1,560 円 野球場 2,080 円
市外者	3,500 円	4,600 円	8,100 円	1,200 円	1,640 円	2,200 円	3,840 円	540円	1,860 円	2,400 円	4,260 円	640円	2,080 円	

区分	テニスコート	照明料
----	--------	-----

	平日		土・日・祝祭日			
	単位	金額	単位	金額	単位	金額
市内者	1コート (1時間以内)	310円	1コート (1時間以内)	540円	1コート (1時間以内)	520円
市外者	1コート (1時間以内)	540円	1コート (1時間以内)	1,100円		

区分	簡易宿泊施設		キャンプ場		
	1棟20㎡ 以上	1棟20㎡ 未満	個人使用 料(中学 生以上)	テント又 はタープ 持込み料	使用区分
	(1回につき)	(1回につき)	(1回につき)	(1回につき)	
市内者	2,740円	2,200円	250円	700円	午前10時 から翌日 午前10時 まで
市外者	3,840円	3,300円			
ゲートボール場照明料					
半面(1時間につき)			100円		

区分	こどもゲレンデ	
	基本料	超過料
	(1時間以内)	(30分につき)
そり1台 につき	300円	150円

### 3 大野原中央公園使用料

区分	野外ステージ(基本使用料)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	4,700円	7,850円	7,850円	16,750円
土・日曜日 祝日・休日	5,650円	9,420円	9,420円	20,950円

備考

- 1 使用者が1,000円を超えて入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、基本使用料に1時間当たり3,130円を加算する。
- 2 据付けの照明・音響設備を使用する場合の使用料は、基本使用料に1時間当たり830円を加算する。
- 3 据付け以外の器具を設置して使用する場合は、基本使用料に1時間当たり1,030円を加算する。
- 4 使用時間については、準備及び後片付けの時間を含めるものとする。

#### 4 高須賀夕映え公園使用料

区分		午前	午後	全日
		午前8時から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで
運動広場	市内者	1,030円	1,560円	2,080円
	市外者	2,080円	3,130円	4,180円
管理棟	市内者	2,080円	2,080円	3,130円
	市外者	4,180円	4,180円	6,280円

#### 5 観音寺市総合運動公園使用料

有料施設の種類の		専用しない場合		専用する場合		附帯設備			
単位		一般		生徒及び児童(小中高)		放送設備等	競技用具	電気料金	
		生徒及び児童(小中高)		一般				夜間照明	電源使用
陸上競技	午前9時から 午後1時まで	一人1 回につ	一人1 回につ	14,660 円	3,660 円	放送設 備一式	備考第 7項の	1時間 につき	1時間 につき
	午後1時から 午後5時まで	き100円	き50円	14,660 円	3,660 円			200円	

場	午前9時から 午後5時まで			24,610 円	6,700円	につき 1,000円	表で定 める額		
	時間外及び時 間単位での使 用（1時間に つき）			3,760円	930円				
野 球 場	午前9時から 午後1時まで			2,080円	1,030円	放送設 備一式 につき 780円	スコア ボード 1回に つき 780円		
	午後1時から 午後5時まで			2,080円	1,030円	空調設 備1時 間につ き 1台当 たり	ピッチ ングマ シーン 1時間 につき		200円
	午前9時から 午後5時まで			3,660円	1,830円	200円	400円		
	時間外及び時 間単位での使 用（1時間に つき）			620円	300円				
広 場	午前9時から 午後1時まで			1,350円	670円			半面全 灯	200円
	午後1時から			1,350円	670円	放送設	2,200円		

	午後 5 時まで					備一式 につき 620円	全面全 灯 4,400円		
	午前 9 時から 午後 5 時まで			2,610円	1,300円		全面半 灯 2,200円		
	時間外及び時 間単位での使 用（1 時間に つき）			410円	200円				
テ ニ ス コ ー ト	1 面 につ き 1 時間 ス 当 た り	午前 9 時から 午後 5 時まで		300円	150円	放送設 備一式 につき 620円	得点板 1 回に つき 1 台当た り 100円	1 面に つき 570円	200円
	大会	全日 1 面		1,350円	670円				
		全日全 面		8,060円	4,030円				

備考

- 1 本市に居住していない利用者の場合は、上記料金表の金額（空調設備、夜間照明及び電源使用を除く。以下この備考において同じ。）の 5 割増しの額とする。
- 2 入場料を徴収する場合は、上記料金表の金額（前項の規定に該当する場合は、その金額）の 5 倍の額とする。
- 3 全日とは午前 9 時から午後 5 時までとし、時間外とは全日以外をいう。ただし、夜間の使用については、陸上競技場及び野球場においては日没時まで、広場及びテニスコートにおいては午後 10 時までとする。

- 4 30分以上1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 5 電源使用に係る電気料金は、上記料金表の金額に電源を使用する機器の台数及び時間数を乗じて得た額とする。
- 6 陸上競技場フィールド内を使用して、陸上競技以外の大会等を行う場合は、次の使用料を徴収する。この場合において、備考第1項から第5項までの規定は、本項の使用料について適用する。

区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	時間外及び時間単位での使用 (1時間につき)
一般	3,030円	3,030円	5,550円	830円
生徒・児童 (小中高)	1,510円	1,510円	2,770円	410円

- 7 陸上競技場において競技用具を使用するときは、次の使用料（備考第1項又は第2項に規定に該当するときは、それぞれ備考第1項又は第2項の規定により算出した額）を徴収するものとする。ただし、当該使用料の合計額が9,000円を超えるとときは、9,000円とする。

競技用具の使用料（1回につき）			
区分	単位	金額	備考
鋼鉄製巻尺	1個	100円	小学校、中学校及び高等学校の生徒又は児童若しくはこれらに準ずる者が競技用具を使用する場合であって、陸上競技場を専用しないときの競技用具の使用料については、金額欄に規定する額の2分の1の額とする。
リボンロッド	1個	100円	
リボンロッド止金具	1組	100円	
走高跳用高度計	1本	100円	
棒高跳用高度計	1本	100円	
ストップウォッチ	1個	100円	
赤・白旗	1組	100円	
黄手旗	1本	100円	
監察マーカー	1個	100円	
ブレイクラインマーカー	1式	100円	

バトン	1組	100円	
スタート信号器	1丁	100円	
ノギス	1個	100円	
抽選器	1組	100円	
スタート合図用黒板	1本	100円	
ライン引器	1台	100円	
ハンドマイク	1台	100円	
砲丸	1個	100円	
円盤	1枚	100円	
ハンマー	1個	100円	
やり	1本	100円	
競歩警告用円板（黄）	1組	100円	
競歩失格用円板（赤）2枚	1組	100円	
審判長用警告カード	1組	100円	
スタート用警告カード	1組	100円	
表彰台	1組	100円	
スターター台	1組	100円	
スターター用拡声器	1組	300円	
スターティングブロック	1台	100円	
フィニッシュポスト	1組	100円	
周回表示器（鐘付）	1組	100円	
ハードル（1セット8台）	1セット	300円	
代用縁石	1式	300円	
温湿度計	1個	100円	
風速計	超音波	1台	600円
	デジタル	1台	500円
	気象用	1台	200円

10キログラムはかり	1 台	100円	
ラップ用旗・コーナートップ 用旗	1 本	100円	
吹き流し	1 本	100円	
レーンナンバー標識	1 組	100円	
トラック競技速報表示器	1 台	100円	
競歩用警告掲示板	1 台	100円	
風力風速表示器	1 台	100円	
走幅跳・三段跳用距離標識	1 組	100円	
踏切板	1 個	100円	
踏切板標識	1 組	100円	
距離表示マーカー	1 個	100円	
走高跳用支柱及びバー止	1 組	100円	
棒高跳用支柱及びバー止	1 組	100円	
棒高跳支柱用保護カバー	1 組	100円	
棒高跳用バー上げ器（2本 組）	1 式	100円	
走高跳用マット	1 組	200円	
棒高跳用マット	1 組	300円	
走高跳用バー	1 本	100円	
棒高跳用バー	1 本	100円	
記録標識	1 組	100円	
足留材	1 個	100円	
円盤投・ハンマー投兼用サー クル	1 個	100円	
円盤投・やり投げ・ハンマー 投用ペグ	1 本	100円	

砲丸投用ペグ	1 本	100円
フィールド用ビニールテープ (白)	1 個	100円
フィールド用ビニールテープ (赤)	1 個	100円
フィールド成績表示器	1 台	100円
フィールド競技用制限時間告知器	1 台	300円
投てき用足ふきマット	1 枚	100円
投てき距離標識	1 式	100円
炭酸マグネシウム入台	1 台	100円
役員席用机	1 台	100円
役員席用椅子	1 脚	100円
フィールド競技記録員用小机	1 台	100円
フィールド競技記録員用腰掛	1 脚	100円
監察員用腰掛	1 脚	100円
競技者用長椅子	1 脚	100円
テント (大)	1 張	500円
テント (小)	1 張	400円
横幕	1 張	100円
コーン (小)	1 本	100円
ビーチパラソル	1 本	100円
走幅跳用・三段跳用距離測定器	1 組	100円
ポール置台	1 台	100円
砲丸・円板置台	1 台	100円
合成樹脂製巻尺	1 個	100円

ライン引用ロープ	1 個	100円	
----------	-----	------	--

8 陸上競技場において写真判定装置を使用するときは、次の使用料を徴収する。この場合において、備考第1項から第4項までの規定は、本項の使用料について適用する。

区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	時間外及び時間単位での使用 (1時間につき)
写真判定装置 (電源使用料 を含む。)	1,520円	1,520円	2,440円	450円

9 施設、附帯設備、競技用具又は写真判定装置を使用した際に算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### 6 なぎせ公園使用料

施設区分		使用区分	使用者	使用時間	使用料
管理棟	会議室			1時間当たり	300円
	冷暖房を使用した場合			1時間当たり	200円
	電源設備(電源コンセント)を使用した場合	一口		1時間当たり	200円
多目的グラウンド		全面(大人用コート2面)	一般	午前9時から 午後1時まで	6,600円
				午後1時から 午後5時まで	6,600円
				午前9時から 午後5時まで	13,200円
				時間外及び時間単位での使	2,200円

			用（1時間当たり）	
		生徒及び児童 （小中高）	午前9時から 午後1時まで	4,400円
			午後1時から 午後5時まで	4,400円
			午前9時から 午後5時まで	8,800円
			時間外及び時間単位での使用（1時間当たり）	1,650円
	半面（大人用コート1面）	一般	午前9時から 午後1時まで	3,300円
			午後1時から 午後5時まで	3,300円
			午前9時から 午後5時まで	6,600円
			時間外及び時間単位での使用（1時間当たり）	1,100円
		生徒及び児童 （小中高）	午前9時から 午後1時まで	2,200円
			午後1時から 午後5時まで	2,200円
			午前9時から	4,400円

			午後5時まで	
			時間外及び時間単位での使用（1時間当たり）	820円
3×3コート	全面（コート2面）	一般	1時間当たり	600円
		生徒及び児童（小中高）	1時間当たり	300円
	片面（コート1面）	一般	1時間当たり	300円
		生徒及び児童（小中高）	1時間当たり	150円

備考

- 1 本市に居住していない利用者の場合は、上記料金表の金額（冷暖房及び電源設備使用料を除く。以下同じ。）の5割増しの額とする。
- 2 入場料を徴収する場合は、上記料金表の金額（前項の規定に該当する場合は、その金額）の5倍の額とする。
- 3 全日とは午前9時から午後5時までとし、時間外とは全日以外をいう。
- 4 30分以上1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 5 電源使用に係る電気料金は、上記料金表の金額に電源を使用する機器の台数及び時間数を乗じて得た額とする。
- 6 用具等を使用するときは、次の使用料（備考第1項又は第2項の規定に該当するときは、それぞれ備考第1項又は第2項の規定により算出した額）を徴収するものとする。

用具等の使用料（1回当たり）			
区分	単位	金額	備考
3×3ボール	1個（大人、子ども用）	200円	小学校、中学校及び高等学校の生徒又は児童若しくはこれらに準ずる者

グラウンドゴルフ	1式（ボール、クラブ）	200円	が競技用具を使用する場合は、金額欄に規定する額の2分の1の額とする。
	1式（ホールセット）	1,000円	
放送設備	1式	1,000円	

7 施設、用具等を使用した際に算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第3公園使用料1観音寺市総合運動公園使用料の表及び別表第4有料公園施設使用料5観音寺市総合運動公園使用料の表の改正規定（同表備考第1項に係る部分に限る。）は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の観音寺市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第18号

観音寺市立総合体育館条例の一部改正について

観音寺市立総合体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市立総合体育館の使用料の規定等を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市立総合体育館条例の一部を改正する条例

観音寺市立総合体育館条例（平成17年観音寺市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ただし書中「（以下「休日」という。）」を削り、「その日の後においてその日に最も近い休日でない日」を「その翌日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 競技場（メインアリーナ）又は附属施設を使用する場合

使用時間区分	8：30 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：00	8：30 ～ 17：00	13：00 ～ 21：00	8：30 ～ 21：00	8：30 ～17：00	17：00 ～21：00	21：00 後に使用する場合1時間当たり		
使用区分							分割して使用する場合1時間当たり	分割して使用する場合1時間当たり			
占有使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	無料入場の場合	4,200円	6,300円	9,500円	10,500円	15,800円	20,000円	1,600円	3,100円	3,100円
		有料入場の場合	12,700円	19,200円	28,700円	31,900円	47,900円	60,600円	4,800円	9,500円	9,500円

	アマチュアスポーツ	無料入場の場合	15,900円	21,200円	31,900円	37,100円	53,100円	69,000円	5,300円	10,600円	10,600円
	ツ以外のものに使用する場合	有料入場の営業目的の場合	80,000円	106,800円	160,200円	186,800円	267,000円	347,000円	26,700円	53,400円	53,400円
部分使用	床面の3分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の33を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）									
		1時間を単位として使用する場合									
		8：30～17：00		1時間当たり		600円					
		17：00～21：00		1時間当たり		1,100円					
21：00～		1時間当たり		1,100円							
部分使用	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の50を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）									
		1時間を単位として使用する場合									
		8：30～17：00		1時間当たり		800円					
		17：00～21：00		1時間当たり		1,600円					
21：00～		1時間当たり		1,600円							
部分使用	床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の66を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）									
		1時間を単位として使用する場合									

下を使用する場合		8 : 30 ~ 17 : 00	1 時間当たり	1,100円						
		17 : 00 ~ 21 : 00	1 時間当たり	2,100円						
		21 : 00 ~	1 時間当たり	2,100円						
個人での使用	競技場	原則として個人使用は行わない。								
会議室	使用時間区分	8 : 30 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 21 : 00	8 : 30 ~ 17 : 00	13 : 00 ~ 21 : 00	8 : 30 ~ 21 : 00	21 : 00後に使用する場合 1 時間当たり		
	使用料	620円	830円	1,150円	1,450円	1,980円	2,600円	300円		

## 2 競技場（サブアリーナ）を使用する場合

使用時間区分		8 : 30 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 21 : 00	8 : 30 ~ 17 : 00	13 : 00 ~ 21 : 00	8 : 30 ~ 21 : 00	8 : 30 ~ 17 : 00	17 : 00 ~ 21 : 00	21 : 00後に使用する場合 1 時間当たり
使用区分								分割して使用する場 合 1 時間当たり	分割して使用する場 合 1 時間当たり	
アマチュアスポーツに使用する場合	無料入場の場 合	1,400円	2,000円	3,100円	3,400円	5,100円	6,500円	500円	1,000円	1,000円
	有料入場の場 合	4,100円	6,400円	9,500円	10,500円	15,900円	20,000円	1,600円	3,100円	3,100円

	の場合									
アマチ ュアス ポーツ 以外の	無料 入場 の場合	5,200円	7,000円	10,500 円	12,200 円	17,500 円	22,700 円	1,700円	3,500円	3,500 円
ものに 使用する 場合	有料 入場 営業 目的 の場合	26,600 円	35,500 円	53,300 円	62,100 円	88,800 円	115,400 円	8,800円	17,800 円	17,800 円

### 3 設備器具、附属施設等を使用する場合

使用区分	単位	使用料	備考
バスケット台	1 式 1 回	300円	
バレーボール支柱	〃	100円	
バドミントン支柱	〃	100円	
卓球台	1 台 1 回	100円	
移動式電光得点盤	1 式 1 回	200円	
審判台	1 台 1 回	50円	
得点板	〃	50円	
卓球用スクリーン	〃	50円	
棒高器具一式	〃	1,030円	
ストップウォッチ	1 個 1 回	50円	
放送設備	1 式 1 回	2,080円	
体操床マット	〃	200円	

ワイヤレスマイク	//	1,030円	
電光得点表示器	1式1時間	100円	
長机(10脚以上)	1脚1回	20円	
パイプいす(50脚以上)	1脚1回	10円	
フロアシート	1本1回	210円	
特別室	1回	1,030円	
電動移動椅子席	1回	31,370円	384席
冷暖房設備 (メインアリーナ)	1時間当たり	12,520円	
(会議室)	1時間当たり	100円	
ステージ	1回	3,130円	
電光掲示板	1回	2,080円	
シャワー	1人1回	100円	

#### 4 トレーニング機器を使用する場合

使用区分		単位	使用料
トレーニング 機器	一般	1人1回	70円
		1人1か月	580円
		1人3か月	1,460円
	生徒及 び児童	1人1回	50円
		1人1か月	410円
		1人3か月	1,030円

#### 5 メインアリーナ1階ロビーを使用する場合

使用区分	単位		使用料
物品の販売、営利を目的とする	基本使用	10㎡まで1日につき	2,030円
展示その他これらに類する行為	超過使用	1㎡当たり1日につき	200円

#### 備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

- 2 この表の部分使用は、アマチュアスポーツに使用する場合に限る。
- 3 特別の設備に要する費用は、使用者の負担とする。
- 4 使用日以外の日には会場の準備及び整理等のために使用する場合は、各使用区分の半額とする（冷暖房設備使用料は除く。）。
- 5 本市に居住していない使用者については、トレーニング機器、メインアリーナ1階ロビー及び冷暖房設備（以下「トレーニング機器等」という。）を使用する場合を除き、この表による使用料の5割増しの額とする。
- 6 個人使用者が本市に居住する者で義務教育終了までのもの及び高等学校の生徒である場合の使用料は、トレーニング機器等を使用する場合を除き、この表による使用料の半額とする。
- 7 前2項の場合において、使用者がトレーニング機器等以外の施設等を使用した際に算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 8 個人使用者が本市に居住する者で、身体障害者（4級以上）、就学前幼児又は60歳以上の高齢者であるときは、トレーニング機器等を使用する場合を除き、使用料は無料とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表備考第5項に係る部分に限る。）は、令和9年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の観音寺市立総合体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第19号

観音寺市立大野原会館条例の一部改正について

観音寺市立大野原会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市立大野原会館の使用料の規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市立大野原会館条例の一部を改正する条例

観音寺市立大野原会館条例（平成17年観音寺市条例第183号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「2倍」を「5倍」に改め、同表備考第4項中「3割」を「5割」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の観音寺市立大野原会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第20号

観音寺市立豊浜野球場条例の一部改正について

観音寺市立豊浜野球場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市立豊浜野球場の使用料の規定を整備するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市立豊浜野球場条例の一部を改正する条例

観音寺市立豊浜野球場条例（平成21年観音寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を、「倍額とする」の次に「（照明施設使用料を除く。）」を加え、同表備考に次の1項を加える。

- 4 施設（野球場、照明施設又は野球場管理棟）を使用した際に算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

野球場照明施設使用料

区分	アマチュアスポーツに使用		その他集會に使用	
1時間 当たり	市内団体	1,560円	市内団体	3,130円
	市外	3,130円	市外	6,270円

備考

- 1 市外とは市内団体以外の者が使用する場合をいう。  
2 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

別表第3備考第1項中「（本市の市民又は本市の所在企業を主体とするチーム等をいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の観音寺市立豊浜野球場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第21号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

住 所 観音寺市栗井町 [REDACTED]  
氏 名 かくざき しげのり  
角崎 繁則  
生年月日 昭和29年 [REDACTED]

住 所 観音寺市大野原町 [REDACTED]  
氏 名 みよし まりこ  
三好 真理子  
生年月日 昭和34年 [REDACTED]

住 所 観音寺市西本町 [REDACTED]  
氏 名 おおにし と き こ  
大西 時喜子  
生年月日 昭和29年 [REDACTED]

（提案理由）

白井三郎委員が退任したこと並びに角崎繁則委員及び三好真理子委員の任期が満了することに伴い、後任委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出するものである。

議案第22号

農業委員の任命について

観音寺市農業委員会の農業委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

住 所	観音寺市柞田町	■■■■■■■■■■
氏 名	くぼ てつや 久保 哲也	
生年月日	昭和34年	■■■■■■■■■■

（提案理由）

高谷茂利委員が辞任したことに伴い、後任委員の任命について議会の同意を求めるため、本案を提出するものである。

議案第23号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
健康交流施設「おおのはら」
- 2 指定管理者となる法人  
香川県観音寺市大野原町福田原241番地1  
株式会社パブリック  
代表取締役 川崎 佳日出
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

令和7年度補正予算について

議案第24号	令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第7号）	別冊のとおり
議案第25号	令和7年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊のとおり
議案第26号	令和7年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	別冊のとおり
議案第27号	令和7年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	別冊のとおり

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

令和8年度予算について

議案第28号	令和8年度観音寺市一般会計予算	別冊のとおり
議案第29号	令和8年度観音寺市国民健康保険事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第30号	令和8年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計予算	別冊のとおり
議案第31号	令和8年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第32号	令和8年度観音寺市介護保険事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第33号	令和8年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第34号	令和8年度観音寺市粟井財産区特別会計予算	別冊のとおり
議案第35号	令和8年度観音寺市粟井坂瀬山林特別会計予算	別冊のとおり
議案第36号	令和8年度観音寺市下水道事業会計予算	別冊のとおり

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩